四十一　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「一一五、〇〇〇円」とあるのは「九〇、五〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。

四十二　奄美群島振興に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

四十三　小規模学童保育に要する経費があること。

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四十四　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十五　空き家対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十六　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

| 項目 | 額 |
|---|---|
| 道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務 | 一、九〇〇円 |
| 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務 | 一六、〇〇〇円 |

四十七　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

四十二　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「一一六、〇〇〇円」とあるのは「九三、八〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。

四十三　奄美群島振興に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

四十四　小規模学童保育に要する経費があること。

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四十五　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十六　空き家対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十七　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

| 項目 | 額 |
|---|---|
| 道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務 | 一、九〇〇円 |
| 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務 | 一六、〇〇〇円 |

四十八　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。